

定 款

丸 東 産 業 株 式 会 社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は丸東産業株式会社と称し、英文では Maruto Sangyo Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 各種プラスチックフィルムならびに合成樹脂の成型加工、販売
2. グラビア印刷ならびに製袋加工
3. 梱包資材・日用雑貨品・一般産業機械・輸送用機械・工具類これらの部品の販売
4. 農業用生産資材・出荷資材および農業用機械器具・園芸用品の販売
5. 紙器・包装紙・ラベル・シール・その他包装用品の製造・販売
6. ロボット装置・搬送装置・公害防止機器の販売
7. スポーツ用品の販売
8. 食料品の販売
9. グラビア製版業
10. 合成樹脂床材の販売ならびに設計・施工
11. 機械器具設置工事業
12. 広告・パッケージデザインの企画・制作・販売および広告代理業
13. 前各号の輸出入ならびに国内販売
14. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福岡県小郡市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4, 5 6 1, 0 0 0株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 当会社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名および取締役専務、取締役常務、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 3 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なう。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(期末配当金)

第46条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第48条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

- 第1条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
 - 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

本定款は平成21年5月27日改定。

本定款は平成24年5月25日改定。

本定款は平成27年5月22日改定。

本定款は平成28年5月27日改定。

本定款は平成29年5月26日改定。

本定款は令和4年5月27日改定。